

第2次 本巢市行財政改革大綱

「元気で笑顔あふれる本巢市」

～自然と人が共生し快適でこころふれあうまちの実現に向け～

平成23年 3 月

本 巢 市

目次

第1 新たな大綱策定の背景と必要性	
1 これまでの行政改革の経緯	1
2 本巢市を取り巻く社会経済情勢の変化	1
(1) 地方分権の進展	1
(2) 少子・高齢化の進行	2
(3) 市民ニーズの複雑・多様化	2
(4) 高度情報化社会の進展	2
(5) 合併効果による行政改革	2
(6) 今後の財政需要	2
(7) 第1次行政改革の成果	3
(8) 新たな行財政改革の必要性	3
第2 大綱の基本的な考え方	
1 改革の基本目標	4
2 基本方針	4
3 推進項目	5
第3 大綱の計画期間	11
第4 大綱の位置づけ	11
第5 改革の進め方	11
1 行財政改革実施計画の策定	11
2 推進体制	12
3 進行管理	13
第2次本巢市行財政改革のイメージ図	14
用語の解説	15

第1 新たな大綱策定の背景と必要性

1 これまでの行政改革の経緯

本巢市は、国からの「行政改革の方針（平成16年12月閣議決定）」及び総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月）」により平成18年度から平成22年度までを期間とする最初の行政改革大綱、集中改革プラン¹及び実施計画を策定し、「効率的な行政運営の推進」、「市民に信頼される行政運営の推進」、「健全な財政運営の推進」、「職員の資質向上と意識改革の推進」を基本方針として行政改革の取り組みを着実に推進してきました。

また、平成20年度は、対話と現場主義を重視した「市政の総点検」により、現在の本巢市が抱える課題を市民と共有し、「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」をキャッチフレーズに「清新で公正かつ透明性の高い市政」、「市民との対話と現場主義による市政」、「自分の願いが届き、分かりやすく、かつ身近に感じる市政」、「民間経営感覚の市政」の4つを市政運営の基本姿勢として施策に取り組んできました。

2 本巢市を取り巻く社会経済情勢の変化

(1) 地方分権の進展

「地方分権一括法²」が平成12年4月に施行され、国から地方への権限委譲が、また、平成16年から平成18年まで進められた「三位一体改革³」では、国庫補助負担金、地方交付税、国税から地方税への税源委譲を含めた税源配分の見直しが行われました。更に平成19年4月には、地方分権推進法⁴が施行され、国と地方の役割分担を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることを基本として、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねるとともに、行財政改革の推進、公正の確保、透明性の向上及び住民参加の充実等により、体制を図ることとされました。

また、国の地方分権改革推進委員会は、国と地方の役割分担を見直すことにより、地方自治体は、自治立法権⁵、自治行政権⁶、自治財政権⁷を有した「完全自治体⁸」いわゆる「地方政府」の確立を目指すべきとの勧告を行いました。

このように、地方公共団体を取り巻く環境は、地方分権の進展と相まって、少子高齢化、高度情報化の急速な進展や地球温暖化等の環境問題など社会経済情勢の著しい変化及び財政状況の悪化により極めて厳しい状況になっています。

(2) 少子・高齢化の進行

近年、わが国の出生率⁹は急激に低下しているとともに、高齢化率¹⁰は、平均寿命の伸長や低い出生率を反映して今後も上昇を続け、平成27年（2015年）には、国民の4分の1が65歳以上の高齢者という本格的な高齢社会が到来すると予測されています。

本市における出生率は、全国、岐阜県を上回り、総人口に占める18歳未満の年少人口の割合は横ばいで推移していますが、65歳以上の老年人口は増加しており、これに伴い介護サービスに対するニーズの増大、生産年齢人口の減少による労働力供給の制約、消費市場への影響など社会的、経済的影響が懸念されています。

(3) 市民ニーズの複雑・多様化

社会の成熟度も確実に進行し、人々の選好は、経済的な豊かさとともに、精神的な豊かさを味わえる暮らしを重視する傾向になっています。こうした価値観の変化に伴い、市民ニーズもより一層複雑・多様化しています。

(4) 高度情報化社会の進展

インターネットなどの情報通信技術の急速な進展、情報処理技術の飛躍的な進歩に伴い、市民生活のなかにもインターネットや携帯電話を活用した新しいコミュニケーションの手段が浸透しています。今後は、更に日常生活の中に高度情報ネットワーク社会が形成されることが予想されることから、ICT¹¹の利活用による住民サービスの向上が期待されます。

(5) 合併効果による行政改革

平成16年2月に3町1村が合併し、本巢市が誕生しました。市町村合併は、究極の行政改革と言われますが、合併すれば行政改革が実行できるわけではありません。合併によるスケールメリット¹²を効果的・効率的な行政運営に結びつけていくよう、積極的に行政改革に取り組む必要があります。

(6) 今後の財政需要

本市の財政状況は、健全化判断比率¹³などの財政指標によると健全性は保たれていますが、地方交付税は、合併による特例が平成25年度で終了し、平成26年度から5年間で段階的に減額されるほか、現下の経済情勢の影響を受けて、市税を中心とする自主財源¹⁴の確保は困難な状況になります。

一方、支出では、義務的経費¹⁵は引き続き増加傾向にあるほか、子育て支援対策、高

齢者対策、地域経済対策など本市が取り組むべき課題が山積し、保育所建設事業、簡易水道統合事業など多額の財政負担を伴う大型事業を実施していかなければならない状況にあることから、本市の財政状況は極めて厳しいものと言えます。

こうした中、持続可能な財政構造を構築し、重点施策の着実な実施を担保するために、より一層経費節減に努めていく必要があります。

(7) 第1次行政改革の成果

本市では、第1次行政改革（平成18年度から平成22年度までの5ヵ年間）において、行政のスリム化を最優先の課題とした取り組みを進めてきました。その結果、経費の削減や職員数の削減など、スリム化の実現に向けて一定の成果をあげることができましたが、継続的に取り組む課題や先送りされた課題など、引き続き改革に取り組む課題が山積しています。

(8) 新たな行財政改革の必要性

本市において、人口は増加傾向にあるものの、右肩下がりの経済状況が予想され、過去に積み重ねてきた施策・事業の実施は困難となる厳しい状況にあります。

しかし、このような中、市民生活の安定・安心を最優先に考えた行政サービスを継続的、効率的に展開しなければなりません。

このため、現下の本市の財政状況を精査し、また将来を推測し、限られた経営資源（人・もの・金・情報）を有効に活用しなければなりません。

市民生活の安定・安心に寄与する施策・事業を見極め、効率性を図り、優先すべきものが何であるかを行政組織の内側からだけでなく、市民の視点に立って点検することが重要です。

市民と行政が協働し、元気で笑顔あふれる本巢市づくりを目指すとともに、行政サービスの量から質への転換を図るなど、改革の手を緩めることなく、更なる改革を進めていくため、「第2次本巢市行財政改革大綱」を策定するものです。

第2 大綱の基本的な考え方

1 改革の基本目標

行政を取り巻く環境が急速に変化する中で、今後ますます増加する新たな行政課題や市民ニーズに対応するとともに、現在の個々の行政サービスの水準を将来的にも維持し、「人と自然が共生し、快適でこころふれあうまち」の実現を図るためには、更なる行政運営の改革が必要となります。

これまでの管理型行政運営では、法令や事務執行のプロセス¹⁶が重視され、事務処理が適正に行われているかどうか重点が置かれてきました。

しかし、市民ニーズが複雑・多様化するなかで、行政サービスが市民ニーズにどれだけ、また、どのように反映されているかが重要であり、提供された行政サービスによって、市民の満足度がどれだけ向上したかが成果として求められるようになってきています。

コスト削減、人員削減などを主眼としたこれまでの「量」の行政改革は、行政運営のスリム化に一定の成果を挙げ、継続していく必要がありますが、今後は、更に行政を経営するという新たな視点に立ち、限られた経営資源を有機的に結びつけ、迅速性、的確性、効率性、実効性を追求し、住民が満足する行政サービスを提供できる「質」の行政改革「経営型行政運営」への転換が必要です。

このことから、本市の行政改革の基本目標を次のように定めます。

基本目標

『経営感覚と質の高い行財政システムの構築』

2 基本方針

改革の推進にあたっては、基本目標の達成のため、次の3つを基本方針とします。

- I 地域を経営する組織体への転換
- II 量から質への行政サービスの転換
- III 対話と現場主義を重視した協働・連携

I 地域を経営する組織体への転換

これからの職員には、市民と向き合う中で課題を見出し、解決方を提案・実行する能力が求められるほか、市民から信頼を得られる存在となるため、これまでの「管理型行政運営」から市民の目線と感覚、成果重視に基づき、コスト、スピードなどの経営感覚を持つ「経営型行政運営」への転換を図ります。

今後、収入の減少、高齢化に伴う扶助費の増大、市債の償還経費の増大など財政運営が厳しさを増すなか、市民生活を守るセーフティーネット（安全網）を確保しながら、選択と集中による戦略的な行政運営を行うため、行政評価¹⁷（事務事業評価）により事務事業の見直しを行い、中長期的な展望に立った行政運営を進めます。

また、時代に即応した組織改革や定員管理、職員の意識改革や資質向上、地方分権時代に対応した人事・給与の適正化や人材育成を図ります。

II 量から質への行政サービスの転換

市民は、行政サービスにおいて、助成、補助などの負担軽減による経済的豊かさに加え、行政サービスの満足度、精神的な豊かさを重視する時代となっています。こうしたことから、これまでの一方的、画一的な「量」の行政サービスから、前例や慣習にとらわれることなく、行政運営に経営感覚を持ち、限られた経営資源を有機的に結びつけ、市民が満足する「質」の高い行政サービスへの転換を図ります。

III 対話と現場主義を重視した協働・連携

行政サービスの提供を行政が独占する時代ではなくなってきました。行政と民間の役割分担を明確にし、市民、各種団体や企業など地域社会を構成する多様な主体が共に考え、まちづくりを進めるとともに、市民と行政が対等な関係に立ち協力しながら、相互に補完的な関係を築くことが必要です。このため、市民との対話の拡充や積極的な情報提供を行い、行政経営の公平性・透明性の確保に努め、市民の市政への参加・参画を促進します。

3 推進項目

改革の基本方針に基づく改革の具体的な推進項目は、次のとおりとします。

I 地域を経営する組織体への転換

- ① 職員の意識改革と資質向上
- ② 効率的な組織体制の確立
- ③ 健全な財政運営
- ④ 職員定数及び給与の適正化

1. 職員の意識改革と資質向上

(1) 職員の意識改革

職員は、前例踏襲、穩便、人任せなどに陥ることなく、常に市民目線での業務遂行を心がけるとともに、本市の現状を全ての職員が理解し、行政改革を推進する職場環境への改善を図ります。

また、職員が、常時、コスト削減意識を持ち、事業の大小にかかわらず必要性、妥当性を検討するなど職員の意識改革を図ります。

(2) 人材育成

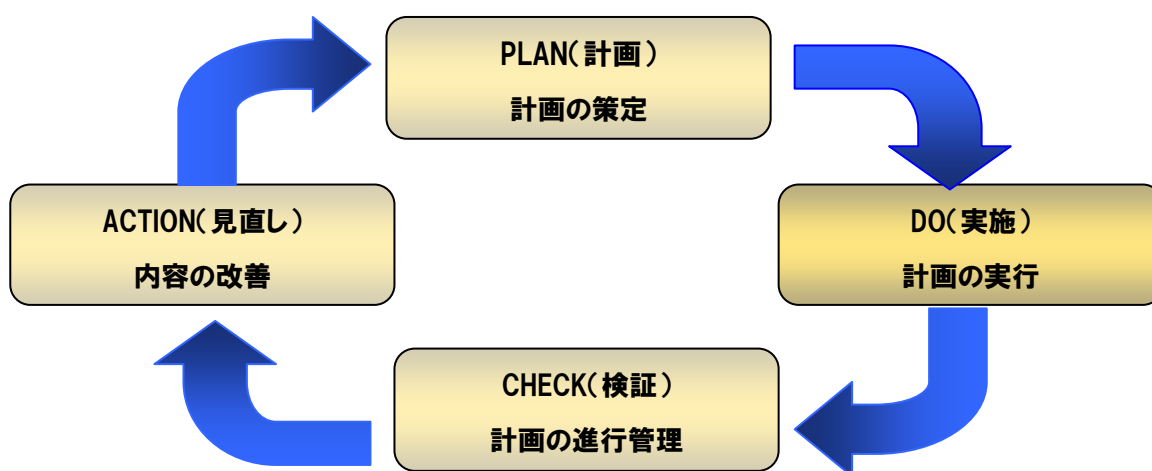
複雑・多様化する市民ニーズや地方分権の進展や社会情勢の変化などに的確に対応するため、目的意識をもって職務を遂行し、組織の中で能力を最大限に発揮できるような環境づくりを進めます。

また、勤務評価制度¹⁸に基づく人事管理により職員のやる気を促し、意欲を高めるとともに、職員の資質向上や将来を見据えた人材育成のため、職員研修計画に基づく計画的な職員研修などを実施していきます。

(3) 時代に即した行政運営の推進

総合計画の進行管理、行政評価、予算編成を一元的に管理できるようシステムの整備を図るとともに、PDCAサイクル¹⁹の考えに基づき、地方自治体の自立という時代に即した行政運営を推進します。

PDCAサイクル



2. 効率的な組織体制の確立

(1) 地域経営のための組織体制の整備

複雑・多様化する市民ニーズや新しい行政課題に的確かつ迅速に対応していくため、常に見直しを行い、簡素で合理的な行政組織を目指します。

また、政策形成機能や総合調整機能の充実・強化など、部門間の有機的な連携を図り、新たな行政需要に対応できる横断的取組体制づくりを進めます。

(2) 危機管理体制の強化

法令違反、倫理規定違反、事務処理誤りはもとより、自然災害や有事といった想定できる危機事案を洗い出し、未然に防ぐ措置を講じるとともに、事案が生じたときに迅速かつ的確に対応し、被害を最小限に留める危機管理体制の整備を図ります。

3. 健全な財政運営

(1) 計画的な財政運営の推進

厳しい社会経済環境の中にあって、健全な財政運営を進めるには、歳入に見合った歳出の徹底「入るを量りて出ざるを制す」²⁰を原則としながらも、市民生活の安定・安心を最優先に考えた行政サービスを継続して実施できるよう歳出の抑制を図ります。

また、市税などの歳入を確保するための取り組みを積極的に展開し、将来への財政負担を考慮した計画的な財政運営を進めます。

(2) 歳入の確保

市税をはじめとした一般財源収入が伸び悩む厳しい状況となっているため、税や料などの納付環境の整備と納付意識の高揚に努め、滞納者対策の強化を図るとともに、市有財産の積極的な活用や広告収入による収入拡大など、経営感覚による行政運営により自主財源の確保を図ります。

(3) 歳出の抑制

行政経営の財源は、市民の負担によって賄われていることや経営資源には限りがあることを全職員が認識し、健全な財政運営を進めるため、事務事業の簡素化・効率化、民間的経営手法の導入、物件費等の経常経費の節減、補助金の見直しなどにより、歳出の抑制を図ります。

(4) 受益者負担の適正化

使用料・手数料などの受益者負担金については、原価やコスト等を踏まえ、公平性の確保の観点から、受益と負担の適正化を図ります。

(5) 特別会計事業・公営企業等の財政健全化

特別会計²¹、企業会計²²及び本市が財政的に関与している出資法人（財団法人や第3セクター²³等）については、独立採算を基本とし、各会計の自主的な改革・改善により経営の健全化やサービスの向上を積極的に推進します。

4. 職員定数及び職員給与の適正化

(1) 定員適正化計画の計画的な履行

限られた経営資源を効果的に配分するためには、内部管理経費の縮減が重要であり、このうち特に大きな割合を占める人件費の抑制は必要不可欠です。このため、事務事業の統廃合、協働や民間委託などを積極的に進めるとともに、任期付職員²⁴の採用や臨時職員などの雇用による事務事業の平準化を図り、「定員管理適正化計画」²⁵に基づき、引き続き計画的な定員管理を行います。

(2) 給与の見直し

職員給与については、給与制度全般にわたる点検を行い、勤務評価の給与への反映など、時代の要請にふさわしい給与制度の構築と運用の適正化を図ります。

II 量から質への行政サービスの転換

- ① 行政サービスの質の向上
- ② 公共施設等の見直し
- ③ 事務事業の整理・合理化

1. 行政サービスの質の向上

(1) 市民の意向の的確な反映

市民が求める「豊かさ」が多様化するなかで、従来の一方的、画一的な行政サービスの提供だけでは、住民満足度の向上を図っていくことは困難です。

市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる体制やマニュアルの整備により、行政サービス水準の向上、市民生活に関連の深い窓口サービスにおける利便性の向上などに取り組み、市民満足度の高い行政サービスを提供します。

(2) 行政サービスの質の向上

限られた経営資源の中で、効果的な事業を実施するため、費用対効果の検証を図るとともに、個々の行政サービスの「質」を向上させる工夫を職員自らが実践することにより、行政サービス全体の底上げを図ります。

2. 公共施設等の見直し

(1) 市の規模に見合った施設の整理

公共施設については、地域の特性やバランスに配慮するとともに、時代の変化や市民ニーズを的確に捉え、サービス低下を招かないよう配慮しながら、重複施設の統廃合、目的転用、改善・効率化を図ります。

また、機能分担させている分庁舎方式については、再度その利点、欠点を検証し、今後における庁舎のあり方について検討を行います。

(2) 管理運営主体の見直し

公共施設の管理運営については、指定管理者制度²⁶や外部委託²⁷などアウトソーシング²⁷手法の比較検討を行い、最も有利な手法の選択に努めます。

また、既に手法が検討されている施設については、導入を進めます。

(3) 遊休資産の活用

行政財産等の余剰スペースの貸し付け・売却など、遊休資産の利活用を図ります。

3. 事務事業の整理・合理化

(1) 事務事業の点検・見直し

厳しい社会経済環境の中、限られた経営資源で複雑・多様化する行政課題への確かつ迅速に対応するためには、必要性や効果等の高い事業に優先的、重点的に予算を配分することが必要です。

このためには、選択と集中やスクラップ・アンド・ビルド²⁸の考え方にに基づき、当初の目的を達成した事業、また更なる効率化の余地のある事務について、再度、見直しを図ります。

また、全ての事務事業について、原点からの点検・見直しのため、行政評価（事務事業評価）を行い、市民生活の安定・安心に向けた事業の重点化を図ります。

(2) 出資法人等の経営改革の推進

本市の事業を補完・代替する役割を担う出資法人²⁹等についても、事業内容を利用者ニーズに対応させ、設立目的を効果的・効率的に果たせるよう、その経営改革を指導します。

Ⅲ 対話と現場主義を重視した協働・連携

① 市民協働・連携による豊かな自治の確立

1. 市民協働・連携による豊かな自治の確立

(1) 信頼と理解のまちづくりの推進

市政や協働を進めるうえでの前提となる、市民の信頼と理解を深めるため、本市が持つ行政情報をわかりやすい方法で市民に発信・公表するとともに、「おもてなし」の心を持ち、市民の視点（現場）に立った丁寧な接遇やサービスの向上を図ります。

(2) 協働のまちづくりの推進

地域の個性や特色を生かした、地域にふさわしいまちづくりを推進するため、市民自身が地域の課題や目指すべき将来像を共有し、課題の解決やその実現に向けた取り組みを考え・実行することを支援します。また、対話を通じて役割分担を明確にするほか、地域の意思を尊重した施策・事業を積極的に展開します。

(3) 民間活力の積極的な活用

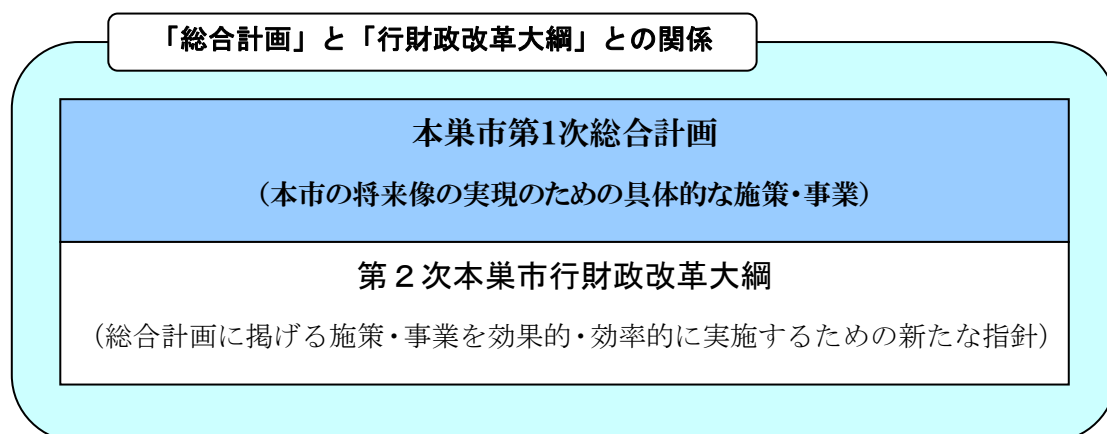
地域にふさわしいまちづくり活動が展開されるよう、その活動を積極的に支援・推進します。また、行政として責任の確保に十分留意しながら、指定管理者制度や民営化、外部委託等を協働の一形態と捉え、積極的に推進するなど、民間の有する専門性や迅速性、ノウハウを活用します。

第3 大綱の計画期間

本大綱は、本巢市の行財政改革の全庁的な取組方針を示す最上位の計画です。計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5カ年間としますが、国における地方分権改革及び国と地方の役割分担や税源配分など、これまでの行政の仕組みが大きく転換された場合は、大綱を見直し、必要に応じて改訂することとします。

第4 大綱の位置づけ

本大綱は、「第1次総合計画³⁰」における本市の将来像「自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち」の実現に向けた施策・事業を積極的に展開するための基本となる、効果的・効率的な行政運営の更なる推進に向けて、市民と行政の協働のもとに、本市が取り組むべき改革の新たな指針として位置づけます。



第5 改革の進め方

1 行財政改革実施計画の策定

(1) 本大綱に基づき、基本方針に基づく推進項目と具体的な改革の取り組み内容、時期及び目標を明確化した「行財政改革実施計画」を策定します。

その後、行財政改革実施計画は、行政評価（事務事業評価）をもとに事務事業毎の実施計画を策定します。

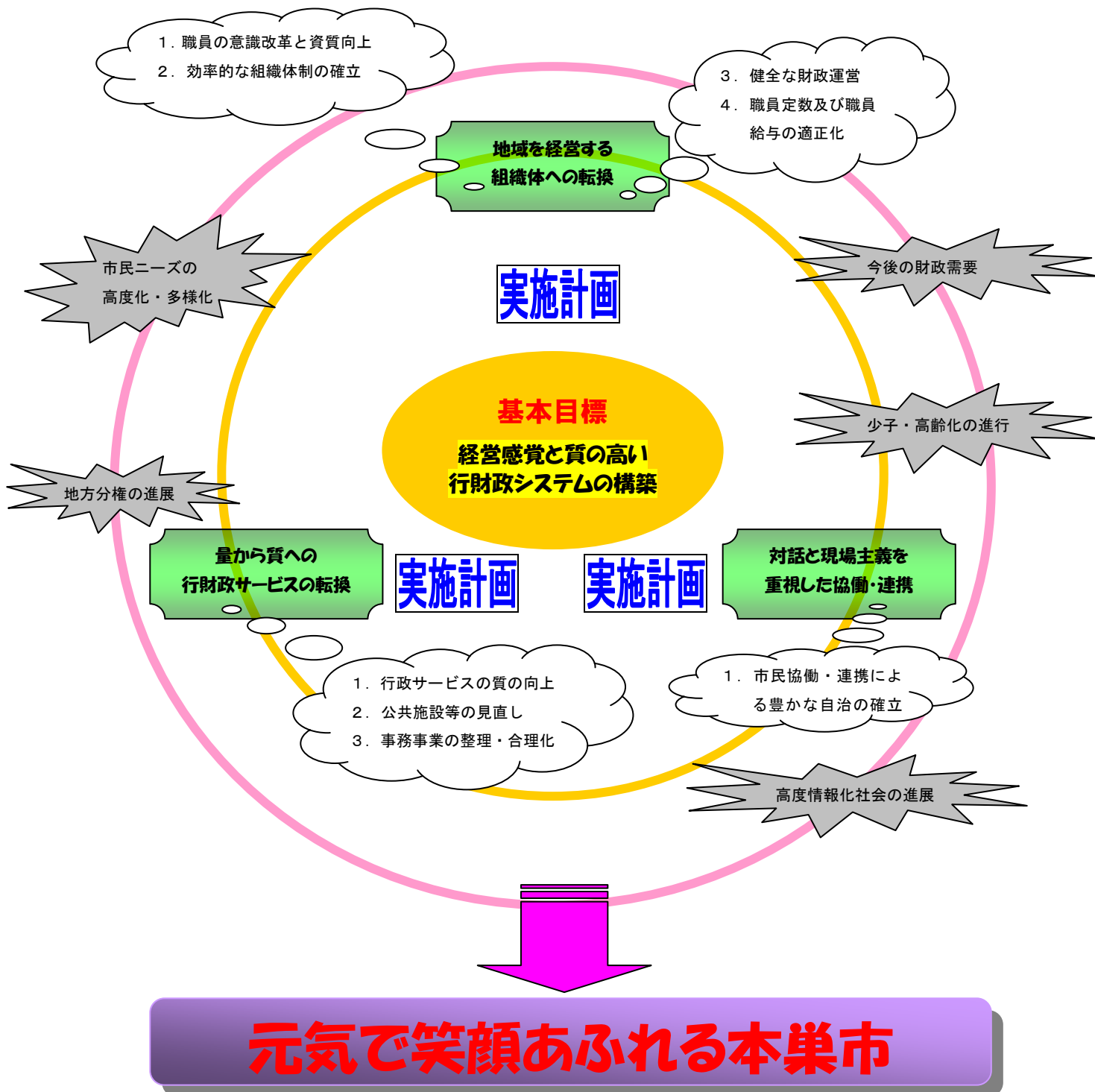
3 進行管理

実施計画に記載された取組項目をP D C Aサイクルにより進行管理し、毎年度進捗状況や成果などをとりまとめ、行政改革推進本部会議で検討のうえ、本巢市行政改革推進委員会で審議し、議会に報告するとともに市民に公表します。

第2次 本巢市行財政改革のイメージ図

～人と自然が共生し快適でころふれあうまちの実現に向け～

計画期間：平成23年度～平成27年度までの5ヵ年



用語の解説

1 集中改革プラン

行政改革大綱に基づく具体的な取り組みを集中的に実施するために、平成17年度を起点とし、平成21年度までの5カ年間の具体的な取り組みを明示した計画で、「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針（平成17年3月29日 総務事務次官通知）」で全国の地方公共団体に策定が求められるもの。本市では平成18年3月に策定。

2 地方分権一括法

地方分権改革の柱として、住民にとって身近な行政は、できる限り地方が行うこととし、地方公共団体の自主性と自立性を確保するための法律（平成12年4月施行）

3 三位一体改革

国と地方の税財政の仕組を変える改革のことで、国庫補助負担金の改革、国から地方への税源委譲、地方交付税の見直しという3つの柱を同時に進める改革。

4 地方分権推進法

地方分権改革の推進について、その基本理念や国と地方双方の責務、施策の具体的な事項を定め、必要な体制を整備するものであり、国と地方の役割分担や国の関与のあり方について見直しを行い、これに応じた税源配分等財政上のあり方について検討を進めるとともに、地方公共団体の整備及び確立を図るための法律（平成19年4月施行）

5 自治立法権

条例、その他自治体の法規を制定する機能

6 自治行政権

自治体の担当すべき事務範囲を定め、自ら処理する機能

7 自治財政権

自治体の行政需要を賄う財源として、課税権、起債の権限を有する機能

8 完全自治体

自治立法権、自治行政権、自治財産権を備えた自治体＝「地方政府」

9 出生率

一定期間の出生数の人口に対する割合。通常、人口1000人あたりの年間の出生数の割合をいう。合計特殊出生率は、1人の女性が一生に産む子どもの数を示す。

10 高齢化率

65歳以上の高齢者人口が、総人口に占める割合をいう。

11 ICT

Information & Communications Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT（Information Technology：情報技術）とっている。

12 スケールメリット

同種のもものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点

13 健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政の健全性を判断するために算定と公表が義務付けられた次の4つの指標のこと。

- ① 実質赤字比率・・・地方公共団体が、黒字か赤字か判断する指標
- ② 連結実質赤字比率・・・地方公共団体が、水道事業などの公営企業会計を合わせて黒字か赤字かを判断する指標
- ③ 実質公債費比率・・・地方公共団体の年間の収入に対する借入金の返済額の割合を表す指標
- ④ 将来負担比率・・・地方公共団体が将来負担しなければならない負債が、年間収入の何年分になるのかということを示す指標

14 自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金などがある。

15 義務的経費

地方公共団体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費をいう。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされる。

16 プロセス

「経過」や「過程」のこと

17 行政評価

行政活動全般を対象とした行政活動の結果や成果を測定するものでPDCAサイクルという一連の活動のサイクルを繰り返すなかで、目的とした成果が出ているかどうかということを中心として評価すること。

18 勤務評価制度

職員の能力、業績、勤務態度、意欲などを評価する制度。昇給やボーナスの査定をはじめ、昇進、昇格、配置・異動など人事管理に広く用いられる。

19 PDCAサイクル

計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（check）→見直し（Action）のサイクルをいう。

20 「入るを量りて出ざるを制す」

歳入に見合った歳出を徹底すること。

21 特別会計

特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合には、経理を他の会計と区分する必要があるため、法律や条例に基づいて設置している会計。本市では、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業の特別会計がある。

22 企業会計

地方公営企業法の全部または一部を適用する会計。本市では、水道事業会計がある。

23 第3セクター

一般的に国や地方公共団体の公共部門（第1セクター）と民間部門（第2セクター）と共同出資で設立された事業主体を示す。

24 任期付職員

高度な専門的知識を有する者を、任期を限って採用する必要がある場合や以後一定の期間に特定の事務量が增大することが見込まれ、一定期間職員を増員する場合等に限り、5年を超えない範囲で任期を切って採用される職員。雇用期間中は正規の職員に準じる待遇を受ける。

25 定員管理適正化計画

コスト削減と同時に市民との協働を実践していくために、職員総数を削減する年次計画

26 指定管理者制度

市が設置している公の施設の使用許可を含む管理を民間事業者（財団法人、民間企業、NPO法人など）に行わせる制度

27 外部委託(アウトソーシング)

市が行政責任を果たす上で必要となる監督権などを留保しつつ、その事務の執行に外部資源（労働力、財源、知識・技術力）を活用すること。

28 スクラップ・アンド・ビルド

不要・不急の事業の見直しを進め、市民ニーズを的確に捉えた事業に経営資源を重点的・集中的に投入すること。

29 出資法人

市組織の外部であって、市がその設立に主体的に関わり、市の事業の代行や市との連携により、市の事業に関連する事業を行う団体

30 本巢市第1次総合計画

市政運営を進める上での基本となる総合的な計画であり、まちづくりの設計図の役割を果たすもの。本巢市第1次総合計画期間は、平成18年度から平成27年度の10年間